

IB・ATM限定 優遇金利定期預金 商品概要書

1. 商品名	IB限定定期預金「IBプラス定期」	ATM限定定期預金「ATMプラス定期」
2. 販売対象	インターネットバンキングをご利用の個人(個人事業主含む)の方	通帳式定期預金をお持ちの個人(個人事業主含む)の方および法人
3. 預入期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定型方式 1か月、3か月、6か月、1年、2年、3年、4年、5年、7年、10年 	
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一括預入 ・ IB：1契約あたり1千円以上1,000万円未満 ・ ATM：1契約あたり1千円以上500万円以内 	
5. 払戻方式	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後に一括して払い戻します。 	
6. 利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預入時の店頭表示の利率に0.005%上乗せした金利を満期日まで適用します。 ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・ 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・ 預入期間2年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。 	
7. 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人のお利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金(注)がかかります。 ・ 法人は総合課税となります。 ・ マル優はご利用いただけません。 <p>(注) 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。</p>	
8. 中途解約取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日前に解約する場合は、別表の期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。 	
9. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金利はホームページまたは窓口へご照会ください。 	
10. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店もしくは本部、リスク管理統括部お客様相談担当(9時～17時、電話：042-972-8176)にお申し出ください。 ・ 東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)、埼玉弁護士会(電話：048-710-5666)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に上記リスク管理統括部お客様相談担当もしくは全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)までお申し出ください。また、お客さまから上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)または埼玉弁護士会に直接申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。そ</p>	

	<p>の際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫リスク管理統括部お客様相談担当もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</p>
11. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の対象となります。 <p>預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 （当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）</p>
12. その他注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ATMでの現金による作成は、1契約につき預入枚数が上限となります。 ・ATM定期預金は通帳式（総合口座通帳不可）のみ作成可能です。 ・IB定期預金は個人向けインターネットバンキングにてのみ作成可能です。 ・IB定期預金を初めて利用される方は、IB内にて定期預金口座の新規開設が必要です。2回目以降の作成はIB内にて開設した口座への「定期入金」を行ってください。 ・金利情勢の大幅な変化があった場合、本商品のお取り扱いを終了させていただく場合がございます。

令和6年9月2日

詳しくはお近くの〈はんしん〉窓口または営業担当者までお問い合わせください。